

大崎市告示第77号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月1日

大崎市長 伊藤 康 志



- 一 景観計画の名称  
大崎市景観計画
- 二 景観計画を定める土地の区域  
大崎市全域
- 三 効力の発生する日  
令和3年10月1日
- 四 縦覧場所  
建設部都市計画課内（大崎市役所 東庁舎4階）